仕　様　書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和８年１月改訂（平成２３年１月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特　記　仕　様　書

1　本特記仕様書は、寺迫公園ほか２か所法面除草業務（８－１）（以下「業務」という。）に適用する。

2　本業務の実施区域は、別紙のとおりとする。

3　作業週報については必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。

4　本業務の実施に当たっては、契約図書に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。

5　除草作業により刈り取った草は、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
　また、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。

6　除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。

7　フェンスや樹木等に絡みついた草についても、丁寧に取り除くこと。

8　除草後は、刈り取った草をすみやかに搬出処理すること。また、側溝内等に落ちた草は清掃すること。

9　除草作業中、区域内にゴミ類（カン、ビン、ペットボトルなど）があった場合は、袋詰めにし、車や歩行者の支障にならない場所に集め、発注者へ連絡すること。

10　業務実施中は、必ず､作業中である旨を示す看板を掲げること。又、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。

11　業務施行中は、作業車（トラック等）や作業員のヘルメットに会社名を表示すること。

12　作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また、公園利用者に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

13　公園緑地等維持管理標準仕様書に定める早朝･夜間作業届は８時から１７時までの時間帯以外に作業を行う場合に提出すること。
　また、休日作業届は、官公庁の休日において作業する場合に提出すること。
　ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

14　報告事項等
(1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び従業員をあらかじめ所定の様式により届け出すること。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。

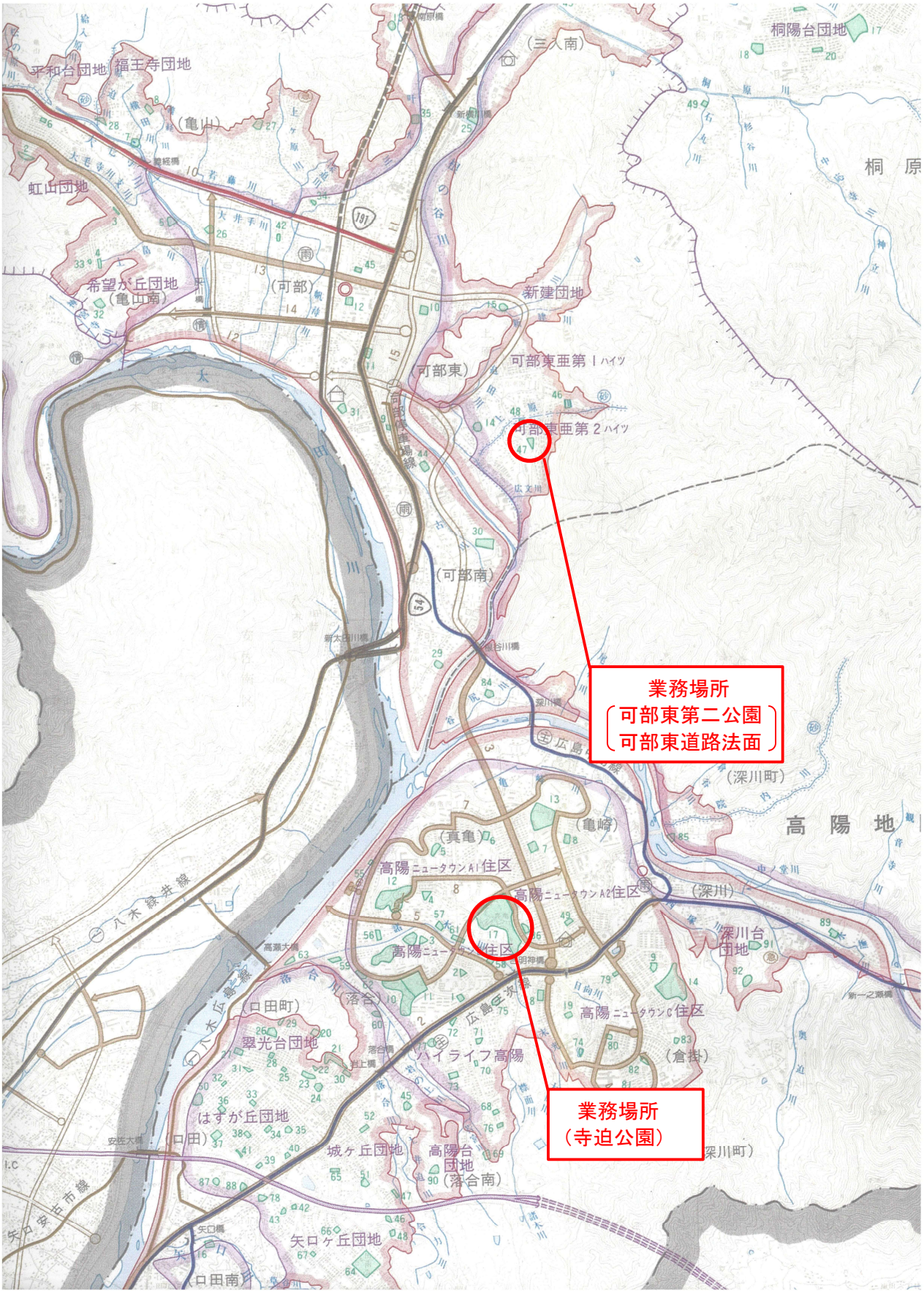
(2) 受注者は、業務完了後、速やか作業写真及び除草面積計算図書を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。

15　本特記仕様書に定められていない事項は､本市と協議のうえこれを定めるものとする。

寺迫公園ほか２か所法面除草業務（８－１）　作業実施時期

区　分		回数	４月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月	備考
除草	法　面	1													

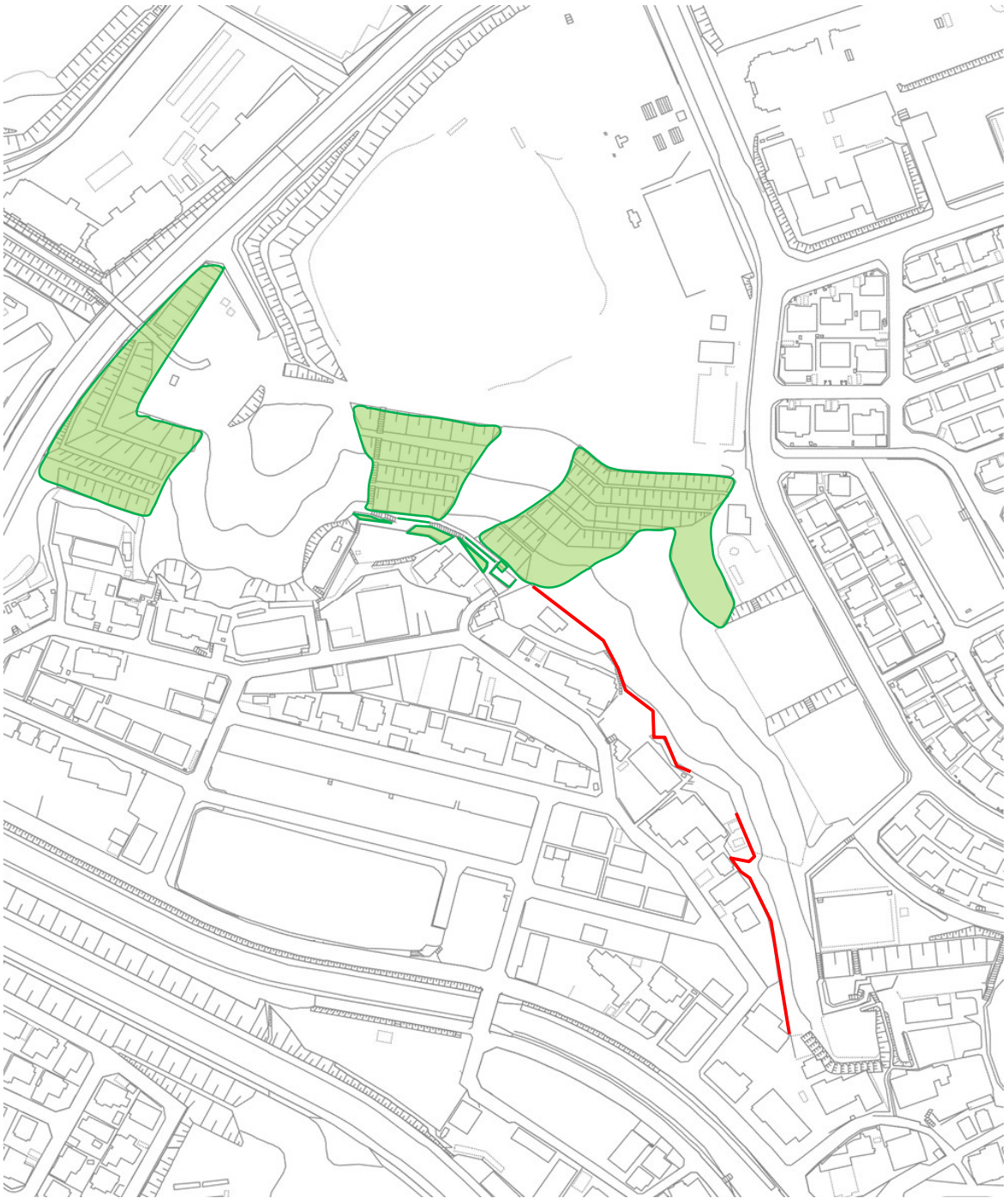
位置図


業務場所
（可部東第二公園
可部東道路法面）
業務場所
（寺迫公園）
桐陽台団地
（三入南）
平和台団地
福王寺団地
（亀山）
虹山団地
希望が丘団地
（亀山南）
（可部）
新建団地
可部東亜第１ハイツ
（可部東）
可部東亜第２ハイツ
（可部南）
桐原
高陽地
（深川町）
（真亀）
（亀崎）
高陽ニュータウンA1住区
高陽ニュータウンA2住区
（深川）
深川台団地
高陽ニュータウンC住区
（倉掛）
ハイライフ高陽
（口田町）
翠光台団地
はすが丘団地
（口田）
城ケ丘団地
高陽台団地
（落合南）
矢口ケ丘団地
（口田南）
八木線
広島高速１号線

平面図

（寺迫公園）

S=1/2,500



凡　例

全面除草

3m幅除草

平 面 図

（可部東第二公園
可部東道路法面）

S=1/2,500



凡 例

全面除草（可部東第二公園）

全面除草（可部東道路法面）